



## よりよいサービスを目指して

今回は永田会計の新しい取り組みについてご紹介します！

2月3日金曜日、社長と男性社員の11名で顧客状況検討会を行いました。

この検討会はお客様の中から2社を取り上げ、担当者が現在の状況や課題、改善策などを30分程度説明し、その後出席者で意見交換するという、今年スタートした永田会計の新しい取り組みです。



第1回目は飲食業と建設業のお客様を取り上げて検討会を行いました。

まったく違う業種ではありますが、お客様の財務上の問題点やその原因、財務上の優位点、経営に関する問題点と解決策など、「お客様のお役に立ちたい！」という気持ちを胸に、2時間半ぶっ通しで白熱した議論が展開されました。

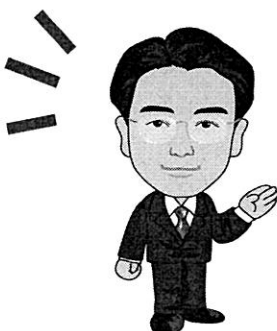
永田会計では、皆さまへよりよいサービスがご提供できるよう努力を続けてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

また、「経営について学習したい！」と意欲のある経営者の方向けに経営者研究会、税法や経営改善手法など皆さまのお役に立つ情報をご紹介します経営セミナーなど多数開催予定です。



今後開催日をご案内しますので、お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

### 経営に役立つメールマガジン



永田経営グループでは、定期的に皆様のお役に立つような記事をメールマガジンでも発行しております。

経営、労務、税務、会計、マーケティング、業種別情報等様々な情報を提供させていただきます。

全て2、3分程度で読み、すぐ実践していただける内容ばかりです。ぜひ、ご覧ください。

なお、配信ご希望の方は、[mm@nagatakaikai.co.jp](mailto:mm@nagatakaikai.co.jp)宛に、会社名、お名前を記載の上、空メールを送信してください。

パソコン用メールアドレスのみとなりますので、ご了承ください。

# 青色申告による節税



## 青色申告とは

確定申告には、青色申告と白色申告があります。

青色申告では、決められた帳簿に日々の取引を正確に記録し、その帳簿記録に基づいて所得と税額を計算することを事業主に義務づけています。そのかわり、青色申告特別控除など節税につながる特典をあたえているのです。

事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行っている者で、承認申請期限までに税務署長宛に届出を行ったもののみ青色申告ができます。

## 青色申告の特典

青色申告には数々の特典があります。これらを活かすことが節税のポイントです。

- ① 青色申告特別控除  
記帳方法：複式簿記 ⇒ 控除額： 65万円  
：現金主義簡易簿記 ⇒ 控除額： 10万円
- ② 青色事業専従者給与  
家族が従業員として働いている場合、その給与は青色事業専従者給与として適正な範囲内までは必要経費に算入できます。
- ③ 純損失の繰越控除  
赤字の所得金額を翌年以降3年間繰越してその年の所得金額から差し引くことができます。
- ④ 純損失の繰戻還付  
赤字を出した場合には、純損失の金額を前年に繰り戻して、前年に納めた所得税の還付を受けることができます。
- ⑤ 家事関連費用の必要経費算入  
家事関連費（電気代や水道光熱費、家賃など）のうち、事業に使ったことが明らかな部分は必要経費として認められます。
- ⑥ 推計課税の制限
- ⑦ 引当金の繰入れ
- ⑧ 特別償却・割増償却

## 青色申告者の義務

青色申告者には、所得税法上、以下のような義務があります。

- ① 帳簿書類の備付と記帳
- ② 決算整理と決算書の作成
- ③ 青色申告決算書の提出
- ④ 帳簿書類の整理保存



義務というと負担を感じるかもしれませんが、事業を行っていくうえでは、事業者として当然のことばかりです。

なお、承認申請期限は「青色申告をしようとする年の3月15日」、1月16日以後の開業者は「開業の日から2ヶ月以内」となっています。詳しくは、弊社担当者にお尋ねください。